

第1号議案

会員の懲戒処分について

【決議事項】

当会会員 新井 宏 氏を当会定款第9条第2項第3号の規定に基づき懲戒処分（除名）することについて決議する。

【提案理由】

当会会員(元副会長)である新井宏氏が、当会の経費精算に関する詐欺の容疑により逮捕されるという、極めて重大な事案が発生いたしました。

当会は、逮捕前に事実関係の把握と定款の会員規定に基づく対応の必要性から、令和7年5月11日に第6回理事会を開催し、当該会員に対し正式に弁明の機会を付与いたしました。

その後の逮捕を受けて、さらに慎重な協議を経て、令和7年5月14日に開催された第8回緊急理事会において、本件は、定款第9条第1項第4号及び第5号の規定に該当し、会員としての品位を著しく損なう非行に該当すると判断いたし、除名処分が相当であるとの決議に出席理事全会一致に至りました。

本会は、公益社団法人として、会員一人ひとりが高い倫理観と社会的責任を持って行動することを重んじており、その信頼を著しく損なう行為に対しては、厳正に対処せざるを得ません。

つきましては、本総会において、当該会員に対する懲戒処分（除名）についてご賛同いただきたく、ここに提案申し上げます。